

出版健保3給発第1130号
令和3年12月22日

事業主殿

出版健康保険組合
理事長 高井 昌史
(公印省略)

健康保険法施行令の一部改正に伴う出産育児一時金及び
家族出産育児一時金支給額の変更について

平素は、当健保組合の事業運営に格別のご理解・ご協力を賜り厚く御礼申しあげます。
さて、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令」が令和3年8月4日付で公布され、出産育児一時金及び家族出産育児一時金支給額が下記のとおり変更されますのでお知らせいたします。

記

改正内容

出産育児一時金及び家族出産育児一時金の支給額については、産科医療補償制度の掛金の見直しがあり、現行の40万4千円から40万8千円に引き上げられます。

また、産科医療補償制度の掛金については、現行1万6千円から1万2千円に引き下げることとなりましたので、当制度加入機関で出産した場合の総額については、現行どおり42万円となります。

(施行年月日 令和4年1月1日)

お問い合わせ先

業務部 給付課 TEL 03-3292-5006

大阪支部 TEL 06-6944-4300